

### キッズクッキング 「クリスマスパンケーキ」

日 12月25日(水)

14時～15時30分

町民文化センター調理室

定 24人(小学1年生以上)

費 300円(材料代)

持 エプロン、ふきん1枚

申 教育課 ☎(83)7021

### スプリングコンサート 参加者募集

合同コンサートの参加者を募集します。

日 令和2年3月22日(日)

12時30分開場 13時開演

場 町民文化センター大ホール

申 12月6日(金)まで

松田中学校吹奏楽部顧問 村山

☎(82)2261

Fax(85)1253

※詳しい練習日程は連絡をいただいた際にお知らせします

### 相談

#### 人権・行政相談

日 12月17日(火)

10時～11時30分(受付時間)

場 町民文化センター

第2学習室

子育て健康課(人権)

☎(84)5544

町民課(行政)

☎(83)1225

### 無料法律相談

日 令和2年1月8日(水)

9時15分～11時45分

場 役場3階 会議室

講 牧浦義孝弁護士

申 12月25日(水)～令和2

年1月7日(火)

8時30分～17時15分

※土・日、祝日を除く

総務課 ☎(83)1221

### 特設人権相談

日 令和2年1月10日(金)

13時～16時

場 町民文化センター

第1会議室、第2学習室、

大会議室

子育て健康課

☎(84)5544

### 保健

#### ヨーグルトセミナー

ヨーグルトや乳酸菌について学びませんか。

日 12月17日(火)

13時30分～15時

場 町健康福祉センター

機能訓練室

講 雪印メグミルク(株)

持 筆記用具

申 町健康福祉センター

☎(84)1195

問 子育て健康課

☎(84)5544

### インフルエンザの 予防について

インフルエンザは、急性ウイルス性疾患で、38度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身の症状が急に現れます。小さな子どもや、高齢の方、免疫力の低下している方では重症になることがあります。注意が必要です。流行期に入っていますので、しっかりと予防しましょう。

◀インフルエンザを予防する有効な方法

- ・ワクチン接種
- ・マスクの着用
- ・外出後の手洗い
- ・適度な湿度(室内湿度50～60%)を保つこと
- ・十分な休養とバランスのとれた食事
- ・人混みなどへの外出を控える

●高齢者インフルエンザ予防接種  
接種期限

令和2年2月29日(土)まで

対 町内に住民登録のある方で次のいずれかに該当する方

- ・満65歳以上の方
- ・60歳以上65歳未満のうち、心臓・腎臓・呼吸器に障がいのある方

※身体障害者手帳1級相当

接種回数 1回

指定医療機関

足柄上郡、下郡、小田原市、南足柄市の指定医療機関  
持 健康保険証

費 1500円(生活保護受給者は免除)

●小児インフルエンザ予防接種費用助成事業  
接種期限

令和2年2月29日(土)まで

対 町内に住民登録のある小

中学生

接種回数 小学生2回

中学生1回

助成金額 1回につき1000円

利用方法

○町内医療機関で接種の場合  
窓口で助成金額1000円を差し引いた額をお支払いください。

町内医療機関	小学生	中学生
田村小児科医院	○	○
山田内科医院	○	○
松田町国民健康保険診療所	○	○
佐藤内科医院	×	○
まごころ内科整形外科クリニック	×	○

### ○町外医療機関で接種の場合

医療機関で発行された領収書をお持ちになり、子育て健康課の窓口へ申請してください。後日、指定口座に助成金額1000円をお振り込みします。  
※令和2年3月31日(火)までに申請してください

持 領収書、印鑑、振込先の

わかるもの、健康保険証  
問 子育て健康課  
☎(84)5544

### 納税

#### 固定資産税(3期)

日 12月25日(水)

問 税務課 ☎(83)1224

#### 国民健康保険税(8期)・ 後期高齢者医療保険料(6期)

問 12月27日(金)

問 町民課 ☎(83)1225

※税金などのお支払いは便利な口座振替をご利用ください。また、コンビニエンスストアでも納付できます

### 12月の 水道修理当番

水漏れを発見したら、お電話ください。

当番日	会社名	電話番号
1,23,27,31	(株)筆屋	(83)0100
4~8,24,28	(有)松田設備工業	(82)0609
9~15,25,29	(有)小宮石材	(89)3205
16~22,26,30	(有)加賀設備工業	(82)4991

### 制度・補助金・ 町からのお祝い

家屋を取り壊したときは「家屋滅失届」を提出ください

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。2019年中に家屋を取り壊した方は、税務課資産税係まで「家屋滅失届」を提出ください。なお、法務局で滅失登記の手続き済みの方は、届け出の必要はありません。

提出期限

令和2年1月31日(金)

問 税務課 ☎(83)1224

未登記家屋の所有者を変更したときは「家屋所有者名義変更届」を提出ください

相続、売買、贈与などで未登記家屋(倉庫・蔵などを含む)の所有者が変わった場合は、法務局で登記をするか、「家屋所有者名義変更届」を税務課資産税係へ提出ください。未登記家屋は変更届の提出がないと所有者を変更できませんので、必ずご提出ください。

必要書類

- ・家屋所有者名義変更届
- ・遺産分割協議書 ※相続の場合
- ・売買契約書 ※売買の場合
- ・贈与証明書 ※贈与の場合

問 税務課 ☎(83)1224